

## 第5章 水際対策

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

国は、平時から水際対策に係る体制整備や研修および訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資および施設の確保やシステムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

本市は、国が実施する研修・訓練に参加することなどにより、平時から国との連携体制を構築する。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- (1) 国は、水際対策関係者に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のための研修を行うとともに、水際対策の実効性を高めるため、関係機関との合同実施も含めた訓練を行う。本市は、必要に応じて参加し、平時から国との連携体制を構築する。
- (2) 国は、検疫法に基づく\*隔離、\*停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結する。国が検疫法に基づくこれらの措置をとろうとするとき、当該措置に係る入院の委託先の調整が円滑に行われるよう、国および道は相互の緊密な連携の確保に努める。

##### 1-2. 国と都道府県等との連携

国は、検疫法の規定に基づく協定を締結するにあたり、医療機関や道と連携するとともに、有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や都道府県等との連携を強化する。

## 第2節 初動期

### 1 目的

国は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。本市は、国との連携の上、居宅等待機者等に対して健康監視を実施するなど、必要な協力を行う。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- (1) 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（\*PHEIC宣言等）する前であっても、\*帰国者等への\*質問票の配布等により、発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認し、帰国・入国時の\*患者等の発見に努める。また、発生国・地域から第三国経由で帰国・入国する者に対し、船舶・航空会社等の協力を得ながら、質問票の配布に加えて旅券の出国証印の確認を実施する等、発生国・地域での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。
- (2) 国は、全ての帰国者等に対し船舶・航空会社等の協力を得ながら、帰国・入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードの配布等により帰国・入国後の患者の発見に努める。
- (3) 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う。
- (4) 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOによる急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生の公表（PHEIC宣言等）等の有無にかかわらず、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。発生国・地域の状況等を総合的に勘案し、渡航中止勧告や退避勧告を検討する。
- (5) 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、国は、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対し、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。

#### 2-2. 検疫措置の強化

- (1) 国および道は、検疫を実施する港および空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港または空港管理会社等と調整し、検疫措置の環境整備を行う。
- (2) 国は、診察、検査、隔離、停留、宿泊施設や\*居宅等での待機要請や健康監視等を実施する。その対象範囲について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ、決定し、実施する。
- (3) 国は、検査の結果、陽性者については、医療機関での隔離、\*宿泊施設での待機要請を

実施する。

- (4) 国は、陰性者や検査対象外の者については、上記(2)により定めた対象範囲に従って、医療機関または宿泊施設での停留、宿泊施設または居宅等での待機要請、健康監視を実施する。なお、検査での陽性者の状況や発生国・地域の感染状況等に応じて、停留、待機要請および健康監視の対象者の範囲を変更する。
- (5) 国は、居宅等待機者については、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、居宅等への移動に関し公共交通機関不使用の要請を行う。
- (6) 国は、当該感染症について、\*無症状病原体保有者からの感染が見られる場合は、当該感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等を踏まえ、上記(2)から(4)までの検疫措置の強化を図る。
- (7) 国は、検疫法に基づく検疫感染症の発生またはまん延を防止するための指示および\*居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置ならびに水際対策への協力が得られない者に対する措置の実施を検討する。また、これらの措置を含めた水際対策の内容を広く国内外に周知する。
- (8) 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港およびその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導または調整する。北海道警察は、検疫実施空港・港およびその周辺等において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。また、患者および検体の搬送に係る協力をを行う。

### 2-3. 密入国者対策

- (1) 国は、発生国・地域からの密入国が予想される場合には、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者または感染したおそれのある者がいるとの情報を入手し、または認めるときは、保健所等との協力を確保しつつ、必要な感染対策を講じた上、所要の手続をとる。
- (2) 国は、発生国・地域から到着する船舶・航空機に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導または調整する。
- (3) 国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部および海上におけるパトロール等の警戒活動を強化し、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導または調整する。
- (4) 北海道警察は、上記(2)および(3)について、国と協力の上、必要に応じた警戒活動等を行う。

### 2-4. 国と都道府県等との連携

- (1) 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫所と都道府県等や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対する\*PCR検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。本市は、検疫所における検査の実施に対し必要な協力をを行う。
- (2) 国は、質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定めたところに従い、都道府県等に提供する。
- (3) 本市は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

国は、新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活および社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化または緩和を検討し、実施する。

本市は、引き続き居宅等待機者等に対して健康監視を実施するとともに、国の方針および地域の実情に応じて、必要な対応を行う。

#### 2 所要の対応

##### 3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国は、状況の変化を踏まえ、第2節（初動期）2-1から2-4までの対応を継続する。本市は、それぞれの体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、本市に代わって健康監視を実施するよう、国に要請する。

##### 3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

国は、第2節（初動期）の2の対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活および社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。

また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

##### 3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

国は、第2節（初動期）の2の対応を継続しつつ、以下の(1)から(3)までの取組を行う。

- (1) 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和または中止を検討し、実施する。
- (2) 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活および社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小または中止する。
- (3) 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

3-4. 水際対策の変更の方針の公表

国は、水際対策の強化、緩和または中止を行うにあたっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼する。